

5. 核セキュリティ

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（仮称） （概要）

1. 背景

- (1) 1996年に国連総会で採択された「国際テロリズム廃絶措置」決議を契機として、ロシアの提唱により、1997年2月から、国連総会の下に設置された国際テロ撲滅アド・ホック委員会において本条約の交渉が開始された。交渉は一時停滞したもの、2001年9月の米国同時多発テロ事件の発生を受けて再開された。
- (2) 2005年2月、米露首脳会談後に発出された「核セキュリティに関する協力に関する共同宣言」の中で、本条約の早期採択に向けて米露両国が協力することが強調された。また、同年3月に発表された事務総長報告書において、アナン国連事務総長は、本条約の早期の採択が喫緊の課題であるとし、各国の努力を求めた。
- (3) このように本条約の早期採択に向け機運の高まる中、2005年4月1日、国際テロ撲滅アド・ホック委員会において案文が確定し、続く同年4月13日、第59回国連総会において本条約は採択された。
- (4) 本条約は、2005年9月14日から国連首脳会合の開催に併せ署名開放され、同15日に我が国は小泉内閣総理大臣が署名を行った。11月23日までに93カ国が署名している。

2. 条約の目的

本条約は、核によるテロリズムの行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロリズムの行為の防止並びに同行為の容疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置をとるための国際協力を強化することを目的としたもの。

3. 条約の概要（主要な規定等）

本条約（前文及び本文28箇条からなる。）の主な内容は以下のとおり。

（1）定義（第1条）

この条約の適用対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、「装置」等について定義している。

（2）条約上の犯罪（第2条）

（イ）不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する実質的な損害を引き起こす意図をもって、放射性物質を所持し、又は装置を作製し若しくは所持すること。

（ロ）不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産若しくは環境に対する実質的な損害を引き起こす意図又は特定の行為を強要する意図をもって、放射性物質若しくは装置を使用し、又は放射性物質を放出する等の方法で原子力施設を使用し若しくは損壊すること。

（ハ）上記（ロ）の犯罪を行うとの脅迫を行うこと。

（ニ）脅迫を行い、又は暴力を用いて、不法かつ故意に、放射性物質、装置又は原子力施設を要求すること。

（ホ）上記（イ）及び（ロ）の犯罪の未遂

(へ) 上記(イ)から(ホ)までの犯罪に加担し、組織し、指示し又は寄与する行為

(3) 国家の行為 (第4条)

(イ) 国際人道法の下で武力紛争における軍隊の活動とされている活動であって、国際人道法によって規律されるものは、この条約によって規律されない。また、国の軍隊がその公務の遂行に当たって行う活動であって、他の国際法の規則によって規律されるものは、この条約によって規律されない。

(ロ) この条約は、いかなる意味においても、国による核兵器の使用又は使用の脅威の合法性の問題を取り扱うものではない。

(4) 刑罰 (第5条)

締約国は、第2条に定める犯罪を自国の国内法上の犯罪とし、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

(5) 裁判権の設定 (第9条)

締約国は、第2条に規定する犯罪が自国の領域内で行われる場合、自国籍の船舶内若しくは航空機内で行われる場合又は自国民によって行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(6) 犯人又は容疑者の取扱い (第10条及び第11条)

(イ) 犯人又は容疑者が領域内に所在する締約国は、状況によって正当であると認める場合には、訴追又は引渡しのために当該犯人又は容疑者の所在を確実にするため、自国の国内法により適当な措置をとる。

(ロ) 容疑者が領域内に所在する締約国は、第9条の規定が適用される場合において、当該容疑者を引き渡さないときは、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

(7) 犯罪人引渡しの協力及び法律上の相互援助 (第13条及び第14条)

(イ) 第2条に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。

(ロ) 締約国は、第2条に定める犯罪について行われる捜査、刑事訴訟又は犯罪人引渡しに関する手続について、相互に最大限の援助を与える。

(8) 放射性物質の返還等 (第8条及び第18条)

(イ) この条約上の犯罪を防止することを目的として、締約国は、関連する国際原子力機関の勧告及び任務を考慮しつつ、放射性物質の防護を確保するための適当な措置をとるためにあらゆる努力を払う。

(ロ) 締約国は、第2条に定める犯罪が行われた後に放射性物質、装置又は原子力施設を押収し又は管理下に置いた場合には、これらの保有に当たり、無害化のための措置、IAEA保障措置に従った核物質の保有の確保等を行う。

(ハ) いかなる放射性物質等も、関係締約国との協議を行った上で、当該放射性物質等の帰属する締約国等の関係締約国に返還等される。

(9) 署名及び発効 (第24条及び第25条)

(イ) この条約は、2005年9月14日から2006年12月31日まで、国連本部において、すべての国による署名のために開放される。

(ロ) この条約は、22番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が国連事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。22番目の批准書等が寄託された後にこの条約を批准等する国については、その批准書等の寄託の後30日目の日に効力を生ずる。

核物質の防護に関する条約（概要）

1. 目的及び概要

（１）核物質防護条約（Convention on the Physical Protection of Nuclear Material）は、核物質を不法な取得及び使用から守ることを主目的とする条約。

（２）現行核物質防護条約は、締約国に対し、国際輸送中の核物質について警備員による監視等一定の水準の防護措置の確保を義務付けるとともに、そのような防護措置がとられる旨の保証が得られない限り核物質の輸出入を許可してはならないとしている。また、核物質の窃盗、強取など核物質に関連する一定の行為を犯罪とし、その容疑者が刑事手続を免れることのないように、締約国に対して裁判権を設定すること及び本条約上の犯罪を引渡犯罪とすることを義務付けるとともに、容疑者の引渡し又は自国の当局への付託を義務付けている。

（３）本年７月に採択された改正（未発効）により、条約の名称が「核物質及び原子力施設の防護に関する条約」（仮称）に改正されることとなり、締約国に対して核物質及び原子力施設を妨害破壊行為から防護する体制を整備することを義務付ける他、処罰すべき犯罪が拡大されること等が規定されることとなった。

2. 締約国等

現行条約は 1987 年 2 月に発効し、締約国は 111 か国及び 1 国際機関（欧州原子力共同体）（2005 年 5 月更新）。我が国は 1988 年 10 月に同条約に加入し、同 11 月に我が国について効力を生じた。寄託者は IAEA 事務局長。

なお、現行条約の改正については、2005 年 7 月に改正が採択され、現在、各国において国内手続が行われている。改正はすべての締約国の 3 分の 2 が批准書等を寄託した日の後 30 日目の日に発効する。

3. 本条約改正の経緯

（１）IAEA 事務局長の招請により、1999 年 11 月より数回にわたり、「条約改正の要否を検討するための非公式専門家会合」が開催され、2001 年 5 月、核物質防護条約を強化すべき明らかな必要性が存在するとの報告が採択された。その後、2001 年 12 月から 2003 年 3 月にかけて「核物質防護条約改正案作成のための非公式専門家会合」が開催され、本条約の適用範囲を、国内輸送・使用・貯蔵中の核物質及び原子力施設にも拡大し、核物質及び原子力施設の妨害破壊行為からの防護を含む防護措置の強化、条約上の犯罪の拡大等を骨子とする最終報告が採択された（かかる方向性は今次改正に反映されている。）。

（２）2004 年 7 月に、IAEA 事務局長より、オーストリアが中心となって作成した条約改正案（日本を含めた 25 ヶ国の共同提案）が締約国に配付され、改正案の審議のための（締約国）会議の開催が提案された。同会議は、2005 年 7 月 4 日から 8 日までの期間 88 締約国及びユーラトムの参加のもと開催され、改正

はコンセンサスで採択された（なお、本改正が発効するためには、すべての締約国の3分の2以上が批准等を行う必要がある。）。

4. 主な規定振り（改正後）：下線は改正箇所

（1）条約の目的（第1 A条）

平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設の世界的かつ効果的な防護を達成し及び維持すること並びにそのような物質及び施設に関連する犯罪を世界的に防止し及び撲滅すること並びにそうした目的に向けた締約国間の協力を容易にすることである。

（2）条約の適用範囲（第2条）

（イ）この条約は、平和的目的のために使用される核物質であって、使用され、貯蔵され又は輸送されるもの、及び平和的目的のために使用される原子力施設に適用する。

（ロ）国際人道法の下で武力紛争における軍隊の活動とされている活動であって、国際人道法によって規律されるものは、この条約によって規律されない。また、国の軍隊がその公務の遂行に当たって行う活動であって、他の国際法の規則によって規律されるものは、この条約によって規律されない。

（ハ）この条約のいかなる規定も、平和的目的のために使用されている核物質又は原子力施設に対する武力の行使又は行使の脅威に法的許可を与えるものと解してはならない。

（3）防護措置（第2条A）

使用、貯蔵、輸送中の核物質の盗取及びその他の不法な取得から防護すること、核物質及び原子力施設を妨害破壊行為から防護すること等を目的とし、各締約国は、自国の管轄権下にある核物質及び原子力施設に適用される適切な防護体制を整備し、実施し及び維持する。

（4）条約上の犯罪及び刑罰（第7条）

（イ）犯罪

（a）不法に行う核物質の受領、所持、使用、移転等により人の死亡若しくは重大な傷害又は財産若しくは環境の実質的な損傷を引き起こし又は引き起こすおそれのあるもの。

（b）不正に行う核物質の国内への又は国外への運搬、送付又は移動

（c）原子力施設を対象とする行為又は原子力施設の運転を妨害する行為であり、放射性物質の放出により、人の死亡若しくは重大な障害、財産又は環境の実質的な損傷を故意に引き起こす意図をもって、若しくはそのおそれがあると知りながら行うもの。

（d）脅迫、未遂、共犯

（ロ）刑罰

締約国は、犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

（5）裁判権の設定（第8条）

（イ）締約国は、第7条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(ロ) 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が上記(イ)のいずれの締約国に対しても第11条の規定による当該容疑者の引渡しを行わない場合において第7条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(6) 引渡し又は訴追 (第9条、第10条及び第11条)

(イ) 容疑者が領域内に所在する締約国は、状況によって正当であると認める場合には、訴追又は引渡しのために当該容疑者の所在を確実にするため、自国の国内法により適当な措置をとる。

(ロ) 容疑者が領域内に所在する締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、いかなる例外もなしに、かつ、不当に遅滞することなく、自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

(ハ) 第7条に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。

(7) 政治犯罪との関係 (第11条A及び第11条B)

(イ) 第7条に定める犯罪は、犯罪人引渡し又は法律上の相互援助に関しては、政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪とみなしてはならない。

(ロ) この条約のいかなる規定も、第7条に定める犯罪に関する犯罪人引渡しの請求又は法律上の相互援助の要請を受けた締約国が、これらの請求若しくは要請が人種、宗教、国籍等を理由として行われたと信じ又はそれに応ずることにより請求若しくは要請の対象者の地位がこれらの理由によって害されると信ずるに足る実質的な根拠がある場合には、引渡しを行い又は法律上の相互援助を与える義務を課するものと解してはならない。

(8) 改正の発効

改正は、その批准書、受諾書又は承認書を寄託した締約国について、締約国の3分の2が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後30日目の日に効力を生ずる。